

12月3日から9日は「障害者週間」です

●健康福祉課 総合福祉係 ☎22-3167 ☎55-3167

「障害者週間」は、市民の皆様が

「障害者週間」は、市民の皆様が社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する意欲を高めることを目的に定められたものです。

市では、身体・知的・精神障がい者やその家族を支援していますので、お気軽にご相談ください。また、障がいの種別や状況に応じた福祉制度をまとめた「障がい福祉のしおり」を健康福祉課および各支所に設置していますので、ご希望の方はお申し出ください。

身体障害者手帳

目、耳、手足、内臓などに一定程度以上の永続する障がいのある方に、熊本県知事から交付される手帳です。

障がいの範囲

- ▼視覚障がい
- ▼聴覚障がい
- ▼平衡機能障がい
- ▼音声機能、言語機能の障がい
- ▼そしゃく機能の障がい
- ▼肢体不自由
- ▼心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい
- ▼肝臓機能障がい
- ▼障がいの程度 重い方から順に1級～6級
- 申請手続 身体障害者手帳交付申請書・指定医師の診断書・写真(たて4cm×よこ3cm)・印鑑

精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのため、長期(6ヶ月以上)にわたり日常生活または社会生活への制約がある方に、社会参加・社会復帰・自立を促進するため熊本県から交付されます。

申請手続

申請書・診断書(精神障害者保健福祉手帳用)・写真1枚(たて4cm×よこ3cm)・印鑑
※精神障がいを事由とする障害年金を受給されている方は診断書に代わり年金証書で申請することもできます。

知的障害者福祉手帳(療育手帳)

知的障がいのある方が様々な制度を利用する際に必要となる手帳です。障がいの程度によってA(重度)とB(中・軽度)

に分けられます。

申請手続

手帳交付申請書・写真1枚(たて4cm×よこ3cm)・印鑑
※申請後、申請者ご自身が熊本県福祉総合相談所に出向いての判定が必要となります。

- 各種手帳の申請書は市役所及び各支所にあります。
- 各種手帳の交付には、県の判定が必要となりますので2ヶ月ほどかかります。

阿蘇市身体障害者等地方年金制度

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳のいずれかを持ち、毎年12月1日現在において、市に引き続き1年以上居住している方に5000円を支給するものです。
※福祉施設に入所している方は除きます。

重度心身障害者医療費制度

重度の心身障がい者(児)が各医療保険で医療などを受けた場合は、その一部について市が助成します。

対象者

身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級、福祉手当受給相当者で「重度心身障害者医療費受給資格者証」をお持ちの方

助成額

▼入院外の場合 一月の医療費から1020円を除いた額
▼入院の場合 一月の医療費から2040円を除いた額
※いずれも1つの医療費関毎に計算。
※高額療養費・付加給付額などを除きます。
※入院時食事療養費の標準負担額など該当しないものもあります。

市民の皆さまへ、大事なお知らせや制度などを紹介するコーナーです。お問い合わせは各担当課までお気軽にどうぞ。(☎はお知らせ端末の番号)

障害者虐待防止法が10月1日に施行されました。

障害者虐待防止法（正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）は、虐待によって障がい者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。

■対象となる障がい者

障害者虐待防止法では、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）のある人や、その他の心身の機能の障がいがある人で、障がいや社会的障壁によって、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けている人が対象となります。（障害者手帳を取得していない場合も含まれます。）

■3種類の障害者虐待

障害者虐待防止法では、虐待を次の3種類に分けています。

- ▼ 養護者による障害者虐待
- ▼ 障害福祉施設従事者等による障害者虐待
- ▼ 使用者による障害者虐待

■障害者虐待の種類

身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放任（ネグレクト）、経済的虐待があります。

■通報義務

障害者虐待に気づいた人には、市町村の窓口への通報義務があります。地域ぐるみの早めの対応や支援が、虐待されている障がい者だけでなく、虐待している家族などがかかえる問題の解決にもつながります。

「阿蘇市障がい者虐待防止センター」を設置しました。

障害者虐待を防止するためには、早期発見・早期対応が重要です。障害者虐待と思われる事柄を見聞きしたら、まずは「阿蘇市障がい者虐待防止センター」の窓口にご相談ください。

【お問合せ先】

健康福祉課 ☎22-3167 (8:30～17:15)

☎22-3111 (休日・夜間)

特別障害者手当

身体又は知的・精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において、常に特別の介護を必要とする程度の状態にある在宅の20歳以上の方に對して支給される手当です。（所得による支給制限があります。）

※障がいの状態は、原則として専用の診断書により審査することとなります。

●手当額

月額26260円（金額は変更があります）

《以下の方は該当しません》

- (1) 身体障害者更生施設等の社会福祉施設に入所している方
- (2) 病院・診療所・老人保健施設等に3ヶ月を超えて入院（入所）している方

障害児福祉手当

身体又は知的、精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常に介護を必要とする

在宅の重度の障がい児（20歳未満）に對して支給される手当です。（所得による支給制限があります。）

※障がいの状態は、原則として専用の診断書により審査することとなります。

●手当額

月額14280円（金額は変更があります）

《以下の方は該当しません》

- (1) 肢体不自由児施設等に入所している方
- (2) 障害を支給事由とする年金給付を受けている方

特別児童扶養手当

20歳未満の精神（知的）又は身体に中度以上の障がいを持つ児童を養育している父か母、または父母に代わって養育している方に対して支給される手当です。児童が児童福祉施設に入所している時は支給できません。

●手当額

▼1級 月額50400円

▼2級 月額33570円

※金額は変更があります。

平成25年度放課後児童クラブ入所のご案内

●健康福祉課 子育て支援係 ☎22-3167 ⑤56-3167

放課後児童クラブ（学童保育）は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童に対し、授業の終了後に学校の余裕教室等を利用して、適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とします。

阿蘇市でも、少子化対策と児童の放課後の安全確保の一つとして、放課後児童クラブを5ヶ所設置いたします。運営は保護者の負担金と市からの補助金を基に行われています。

平成25年4月から放課後児童クラブの入所を希望される方は、次のとおりお申し込みください。

期日までに申し込まない場合は、入所ができないことがあります。



放課後児童クラブの設置状況及び入所申込

平成25年度入所申し込みの際は、各放課後児童クラブに備え付けの「入会申込書」と必要書類を添付のうえ、下記の各クラブへ期日までにお申し込みください。

なお、長期休業期間中のみ利用を希望される方も、この期限内にお申し込みください。

校区	クラブ名	場所	電話	負担金 (一人当たり月額)	月～金	土曜	長期 休暇中	申込期限
宮地小学校	どろんこクラブ	宮地小学校 校長官舎	090-5934-9185 (学童専用携帯電話)	4,500円	14:30 ～ 18:00	8:30 ～ 17:30	8:30 ～ 18:00	平成24年 12月14日
古城小学校	まどか学童 クラブ(古城 保育園)	古城保育園	0967-22-0380	4,000円	14:30 ～ 18:00	8:00 ～ 12:00	8:30 ～ 17:30	平成25年 2月28日
碧水小学校 (阿蘇小学校)	へきすい 元気っ子 クラブ	碧水(阿蘇) 小学校 体育館2階	080-1782-0706 (学童専用携帯電話)	4,500円	14:30 ～ 18:00	/	8:00 ～ 18:00	平成25年 1月31日
阿蘇西小学校	阿蘇西 アイガモ 学童クラブ	阿蘇西小学 校校長官舎	080-1533-1353 (学童専用携帯電話)	4,500円	14:30 ～ 18:00	7:30 ～ 18:00	8:00 ～ 18:00	平成25年 1月31日
内牧小学校	うちのまき スマイルキッ ズクラブ	内牧小学校 体育館2階	080-6434-9101 (学童専用携帯電話)	4,500円	14:30 ～ 18:00	7:30 ～ 13:00	7:30 ～ 18:00	平成25年 1月31日

※長期休暇中は、負担金が変わります。また、年会費及びスポーツ安全保険に加入のための保険料も別途必要となります。(クラブにより異なります。)

※各クラブ定員になり次第締切となります。

製造事業所の皆様へ

統計調査

にご協力ください。

平成24年工業統計調査を12月31日現在で行います。

調査の実施に当たっては、本年12月から来年1月にかけて顔写真付の調査員証を携行した調査員がお伺いします。

なお、調査票に記入していただいた内容については、統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確な御記入をよろしくお願いいたします。

- 経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/index.html>
- 問い合わせ 企画振興課 企画調整係 ☎22-3169



《テーマ：最近、うれしいと感じたことは？》
なわとびで、うしろとびがとべるようになってうれしかったです。(坂梨小1年・坂梨里紗)

4 種 混 合 ワ ク チ ン が 始 ま り ま し た !

●一の宮保健センター ☎22-5088 ☎55-5088

こ れまでの3種混合予防接種に不活化ポリオワクチンを併せた4種混合ワクチン（不活化ポリオ・破傷風・百日咳・ジフテリア）が始まりました。子どもさんの体調やご家族の都合に合わせて受けることができますので、7歳6ヶ月までの定期予防接種期間内に受けてください。

なお、1回でも3種混合ワクチンまたは不活化ポリオワクチンを接種していれば、4種混合ではなく、それぞれでの接種を受けてください。

●**対象者** 満3ヶ月から満7歳6ヶ月までの、不活化ポリオワクチン及び3種混合ワクチンを接種していない幼児。

●**料金** 無料

●**持参物**

- ▼4種混合予防接種予約診票
- ▼母子手帳

*下記Aの対象者の方たちは既に通知しています。

4 種 混 合 ワ ク チ ン の 正 し い 受 け 方 (3 種 混 合 の 接 種 方 法 と 同 じ で す)

A ポリオワクチン及び3種混合ワクチンを1回も受けていない

B ①BCG予防接種を未接種
②平成24年7月生まれ以降

使っていないポリオワクチン、3種混合ワクチンの問診票を持っておいでください。4種混合問診票と差し換えをします。(一の宮保健センター)

家庭訪問またはBCG予防接種の時に
お渡しします。

4種混合ワクチンを**合計4回**受けてください。(4種混合ワクチンは、初回接種3回+追加接種1回、合計4回の接種が必要です。)

●接種実施医療機関

医療機関名	電話	住所
松見内科クリニック	22-0260	一の宮町宮地 4735-6
たくもと小児科クリニック	34-2202	黒川 1499-4
阿蘇中央病院	34-0311	黒川 1178

※人数が混み合うことが予想されますので、事前に上記の医療機関に電話予約をして受けてください。
※他の予防接種との調整をされ、計画的な接種をお勧めします。

1回目

20日から56日あけて

2回目

20日から56日あけて

3回目

6ヶ月以上あけて
(望ましいのは1年から1年半)

4回目

塗装・防水工事・メンテナンスまで

井上 株式会社

〒869-2302熊本県阿蘇市三久保448番地22

web <http://www.aso-inoue.com/>

E-mail info@aso-inoue.com

受付 平日 9:00~18:00

※土日祝日は事前連絡により対応可

塗替えパック

48万円~

塗装内容 外壁・軒天・破風・樋・屋根
簡易足場・他

ご注意 建物で制限があります
色により価格変動があります
御見積り後の金額が最終金額です

-御見積無料-

屋根・外壁塗装・塀・建具・家具
雨漏れ調査・防水全般・リフォーム

0967-32-1501

広告